

資料3 身体障害者障害程度等級一覧(その1)

// の左側が概ね旅客鉄道株式会社旅客運賃割引の第1種障害者です。

級 別		1 級	2 級	3 級	4 級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下で、両眼中心視野角度28度以下	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下で、両眼中心視野角度56度以下	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下
聴覚また 平は 衡 機 能 の 障 害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
	障害機能			平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能 言語機能 または、 そしゃく 機能障害				音声機能、言語機能または、そしゃく機能のそう失	音声機能、言語機能またははそしゃく機能の著しい障害
肢 機 能 障 害	上肢	1. 両上肢の機能を全廃した もの 2. 両上肢を手関節以上で 欠くもの	1. 両上肢の機能の著しい 障害 2. 両上肢のすべての指を 欠くもの 3. 1上肢を上腕の2分の 1以上欠くもの 4. 1上肢の機能を全廃した もの	1. 両上肢のおや指及びひ とさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひ とさし指の機能を全廃した もの 3. 1上肢の機能の著しい 障害 4. 1上肢のすべての指を 欠くもの 5. 1上肢のすべての指の 機能を全廃したもの	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃した もの 3. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、い ずれか1関節の機能を全廃した もの 4. 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃した もの 6. おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指 を欠くもの 7. おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指 の機能を全廃した もの 8. おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の 機能の著しい障害
	下肢	1. 両下肢の機能を全廃した もの 2. 両下肢を大腿の2分の1 以上で欠くもの	1. 両下肢の機能の著しい 障害 2. 両下肢を下腿の2分の 1以上で欠くもの	1. 両下肢をショパ ー 関節以上で欠くもの 2. 1下肢を大腿の2分の 1以上で欠くもの 3. 1下肢の機能を全廃した もの	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃した もの 3. 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 1下肢の機能の著しい障害 5. 1下肢の股関節または膝関節の機能を全廃した もの 6. 1下肢が健側に比して、10cm以上または健側 の長さの10分の1以上短いもの
自 由	体幹機能障害	体幹の機能障害により坐 っていることができないもの	1. 体幹の機能障害により 坐位または起立位を保つ ことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により 立ち上がる事が困難なもの	体幹の機能障害により歩行 が困難なもの	
	脳病変に よる 乳幼児 期以前 の 運動 機能 障 害	不随意運動・失調等により 上肢を使用する日常生活 作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により 上肢を使用する日常生活 作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により 上肢を使用する日常生活 作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により 社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	移動機能障害	不随意運動・失調等により 歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により 歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により 歩行が家庭内での日常生活 に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が 著しく制限されるもの

(※7級単独の身体障害者手帳は交付されません。)

5 級	6 級	7 級
1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼中心視野角度28度以下	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2. 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
平衡機能の著しい障害		
1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3. 1上肢のおや指を欠くもの 4. 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	1. 1上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1. 1上肢の機能の軽度の障害 2. 1上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3. 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5. 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上または健側の長さの15分の1以上短いもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 1下肢の機能の軽度の障害 3. 1下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4. 1下肢のすべての指を欠くもの 5. 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 1下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

備考

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。

2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。

3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものとする。

5 「指の機能障害」とは、中手指骨間関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるふし下端までを計測したものをいう。

8 視覚障害において、自動視野計により計測する場合は、この表の例によらない。